

再意見書

平成22年5月26日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年3月29日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

今回、NGNのイーサネット接続機能がアンバンドルされることは、一歩前進と評価できますが、NTT東・西と接続事業者でそれぞれがCUGタイプとPVCタイプという異なる接続タイプを使用することになったことから、NTT東・西はPVCタイプのシステム改修費用を接続事業者のみが負担することを想定しているなど、両タイプの同等性の担保について懸念が生じています。このことは、イーサネット接続機能のみならず、NTTのNGN自体が当初からオープン化を前提とした設計となっていないことが根本的な原因です。

また、本変更案に対する弊社意見書(平成22年4月28日提出)で述べたとおり、NTTグループ内の連携によって、公正競争が歪められているとの懸念が生じていることは、NTTグループの総合的な市場支配力が最大の問題として存在しているからに他なりません。

については、NGNの在り方自体を見直し、併せて総合的な市場支配力の解消を図り、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。

なお、今回のNGNイーサネット機能の接続料の算定については、NGNのイーサネットが今後需要の増加が見込まれるサービスであることに鑑み、ソフトバンク3社の意見のとおり、将来原価方式による算定対象期間を少なくとも複数年とすべきと考えます。

以上